

# 今後の歯科保健医療と歯科医師の 資質向上等に関する検討会

中間報告書

平成18年12月

厚生労働省医政局歯科保健課

## はじめに

今日、国民はより良質な医療が提供されることを強く求めており、本年6月の医療法等の一部改正において、都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の導入等医療に関する情報提供の推進、医療の安全を確保するための体制の整備、行政処分を受けた医師、歯科医師等に対する再教育研修制度の創設等による医療従事者の資質向上等の措置が講ぜられることとなっている。

これらは、患者の選択の尊重や保健医療に求められる水準の高まりを背景とするものであり、歯科保健医療についても例外ではない。こうした中、国民の要求に十分応えうる歯科医師の資質向上が大きな課題となっている。そのため、平成18年度から歯科医師の臨床研修が必修化される等、資質向上の取り組みが進められている。

また、疾病予防を重視した保健医療体系への転換をめざした医療制度改革が進められようとする中、歯科保健の分野においては、8020運動の推進や「21世紀における国民健康づくり運動」（以下、「健康日本21」という。）の「歯の健康」分野における数値目標の設定などに基づく各界における取り組みや国民の歯科保健意識の向上に伴い、う蝕の減少や8020達成者の増加に表されるように国民の口腔の健康状態は着実に向上し、成果をあげている。

本検討会には、今後の「歯科保健医療」と「歯科医師の資質向上」という広範な課題が与えられたが、本年度から歯科医師の臨床研修が必修化されたこと、本年8月末に文部科学大臣と厚生労働大臣による歯科医師の養成に関する確認書が示されたこと等に鑑み、生涯研修の充実と併せて、今後の歯科保健医療を担う新規参入歯科医師を対象とした資質向上のための考え方を中心に検討を行い、ここに中間報告としてとりまとめた。

## 第1 今後の歯科保健医療について

### 1 歯科保健の現状と方向性

#### (1) 現状と課題

国民の歯の健康状態については、8020達成者の増加、3歳児のう歯のある者の減少、12歳児の一人平均う歯数の減少等、各種の指標において着実に向上していることが認められる。

その結果、健康日本21（平成12年策定）で定めた平成22年度までの「歯の健康」分野の目標値について、本年6月に発表された中間評価報告書案で多くの項目で改善を認めるか、またはすでに目標を達成しており、対象

9分野中でも達成率の高い分野となっている。

これは、国民の歯科保健に対する関心の高まりとともに、歯科医師、歯科衛生士をはじめとした様々な関係者が、う蝕や歯周病を中心とした歯科疾患の予防に取り組むとともに、歯科医療の現場においても歯の保存治療への取り組みを推進してきた成果によるものと考えられる。また、幼児や児童生徒のむし歯の減少については、歯科保健行動の改善と併せ、フッ化物応用の普及による効果が大いといわれ、多くの歯科保健関係者が指摘している。

さらには、平成12年度から国の補助事業として実施されている8020運動推進特別事業は、歯科保健事業の取り組みが遅れていた都道府県において事業が大きく進展する等、多くの都道府県において歯科保健事業推進の中核となっており、国民の歯科保健の向上に大きく寄与していると考えられる。

その一方で、介護保険における総合的な介護予防システムの導入、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した保険者への特定健康診査・特定保健指導の義務づけ、食育推進基本法の制定に基づく食育基本計画の策定など、疾病予防・健康増進サービス及びそれを取り巻く各種保健医療福祉施策は大きな変革期を迎えており、歯科保健対策についても、これらの変革に歩調を合わせた見直しが必要となっている。

## (2) 今後の方向性

### ① 基本的考え方

現状と課題で述べたように、今後の歯科保健の方向性については、大きく変革しつつある他の施策との関係も含め、広範な観点から検討していくことが必要であるが、ここでは、当面、歯科保健推進のために求められる全国レベルの取り組みの方向性について述べることにする。

国民の歯の健康状態は従来の予測を上回る速度で改善を示しているものの、健康日本21に示された歯の健康に関する指標のさらなる改善を目標として、都道府県および市町村における健康増進計画、歯科保健計画等の策定や評価・見直しを確実にしながら、今後も着実に生涯にわたる歯科保健対策を進めていく必要がある。

歯科保健対策は、個人が行うセルフケア、歯科医師や歯科衛生士が行うプロフェッショナルケアを基本に、行政や医療保険者、学校、事業所などが実施する歯科保健活動や民間企業による取り組み等が相乗されて、より大きな成果をあげるものである。

とりわけ、地域における歯科保健活動については、実施主体は住民の意見を十分に組み入れ、住民各層が活動の主體的参画者として自らの健康目標の実現に取り組めるよう、創意工夫をこらした事業を展開することが望まれる。その際は、産官学民の連携による住民に対する十分な情

報の提供と科学的根拠に基づく効果的な事業の展開が併せて求められる。

なお、8020運動推進特別事業は、今後も都道府県における歯科保健の中核的役割を担うべきものであると考えられる。

### ② 他分野と連携した歯科保健医療活動の展開

食育基本法の制定を受けて策定された食育推進基本計画（平成18年3月）における「健康づくりや医学教育等における食育推進」の項において、「食生活を支える口腔機能の維持等についての指導を推進する。」とされていることから、これを踏まえて地域で食育推進活動と一体化した事業展開が期待される場所である。

公益法人制度改革に伴い、公益性の判断要件として、公益活動が重視されることから、社団法人たる歯科医師会等の公益事業としての歯科保健医療活動が一層推進していくとともに、食育や育児支援、生活習慣病予防、介護予防などの活動と連携した形での事業展開が期待される。

### ③ 新たな活動指針の提示

平成元年に厚生省（当時）と日本歯科医師会が提唱した8020運動は、国民各層に知られるようになり、歯科保健対策の推進力となっている。本来、8020は生涯を通じた歯科保健対策の最終的な目標をスローガンとしたものであるが、高齢者に限定した歯の健康の標語と誤解されることもあり、また、提唱後やや年月が経過したとの指摘もある。

今後は、8020運動に加えて、近年の状況変化に対応した生涯を通じた歯科保健対策の展開につながる新たな歯科保健活動の方針を検討するとともに、「咬合・咀嚼が創る心身の健康」等、歯・口腔の機能に着目した新しいスローガンが必要である。

## 2 口腔の健康と全身の健康の関係

### (1) 現状と課題

歯・口腔は身体器官の一部であり、摂食咀嚼嚥下、発音や表情づくりなど、その機能は人が生きていくうえで大きな役割を果たしている。近年、口腔の健康と全身の健康との相互の関係について研究が進められ、高齢者への口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防になることは、保健医療福祉関係者に広く知られるようになり、介護保険法の改正により、本年度から開始された介護予防の事業にも取り入れられている。また歯周病が妊婦に及ぼす影響や歯周病と糖尿病や循環器疾患との関係等が注目されつつあり、この分野の厚生労働科学研究も進められているところである。

また、8020達成者は医科医療費が低いとの報告がなされる等、口腔と